

紫波町市民参加条例案に係る意見公募結果

関連条項	提出意見	回答
前文	前文は「ですます調」で本文は「である調」になっている。統一した方がいいと思う。	本条例は、行政において手続を定める手続条例にあたります。通常、手続条例は規定する内容を正確にするため、「である調」で制定しますが、この条例は、市民と町が市民参加を行うことにより、協働のまちづくりを推進することを目的に制定しますので、前文にはその決意を表しました。前文では、その決意と、市民とともに作った条例であること、そして、市民にとって親しみ易い条例であることを表すため「ですます調」で作成しました。
前文	せつかくの市民参加条例、すばらしい内容ですが、前文と第1条をもう少し市民サイドの表現にしたいかがでしょう。 市民の皆さんの考えた言葉で表現してはどうでしょうか。	この条例は、原案の段階から市民が参加しながら作ってきた条例であります。市民の皆さんの思いが込められたものでありますので、その気持ちを表現できるように再検討いたします。
第2条、第12条	ワークショップとは一般的な方法なのか。	近年、ワークショップという手法は様々な分野で活用され、一般的な手法となってきていると思われます。条例上の表現として適切であるかどうかについては、再度検討することといたします。
第2条外	「町」「町の機関」「町長」の違いが分かりづらい。	この条例では「町の機関」「町」を使い分けています。表現については適切なものになるよう再度検討いたします。
第8条	<p>条例案では、市民参加の方法について、①意見公募(パブリック・コメント) ②意見交換会 ③審議会等 ④つくろう委員会 の四つがあげられていますが、それに付け加えてぜひ住民投票の方法を付け加えていただきたいと思えます。</p> <p><理由></p> <p>こうした市民参加条例をいちはやくつくった西東京市(平成14年10月1日公布)、旭川市(平成17年10月1日)では、住民投票を条例で規定しています。県内でも、「市民参加条例」とは違いますが自治体運営の基本原則を明確にするとともに、市政運営に参加する市民の権利と行政の責務を明確化した「自治基本条例」で住民投票を定めている宮古市があり、お隣の花巻市や奥州市でも同じような住民投票の規定を条例化する動きがあります。重要事項について最終的には住民の意思を直接問う住民</p>	<p>住民投票につきましては、原案の作成段階から検討してまいりましたが、以下の点から本条例には含めないことといたしました。1. 住民投票は地方自治法に規定される権利によって実施することが可能なこと。2. 住民投票を条例化するにあたり、市民と議会、町の機関との関係性について十分な議論が必要なこと。3. 現在、他の自治体において規定されている住民投票には様々な実施形態があり、本町において住民投票を条例化するには議論が不十分であること。4. 住民との話し合いの中で、住民投票については別に定めることが望ましいとの意見が多数あること。今後、十分な議論を踏まえたうえで、住民投票条例の制定を検討してまいりたいと考えております。</p>

	<p>投票の規定はぜひ必要ではないかと考えます。</p> <p>西東京市の条例では、特に重要な政策で、市民の意思を直接問う必要があると認める事項、すなわち市民投票を行う事項として次の四点をあげています。</p> <p>①市の名称変更、合併、分離、境界変更、市の存立の基礎的条件にかんすること</p> <p>②大規模な公共施設の設立、廃止等の特に重大な政策</p> <p>③長と議会が対立している重要な案件</p> <p>④市の将来像を長く決定する事項で市民の意思が2分されるようなものなど</p> <p>そして、案件ごとに市民投票条例を制定し、市民投票を実施し、その投票結果はあくまでも「尊重」するにとどめ、議会及び市長の権限を拘束するものではなく、最終的には「市議会の議決」で決定するとなっています。</p> <p>紫波町でも、合併問題や庁舎の建設と位置、その開発手法(PPP公民連携など)今後こうした重要案件が予想されることも考慮に入れた市民参加条例にする必要があるのではないのでしょうか。</p>	
第9条	意見公募の後に(パブリック・コメント)と括弧書きで入れたほうが良いのでは。	意見公募やパブリック・コメントは双方とも一般的になりつつある言葉だと思います。両方記載することで、分かりやすい表現になると思います。意見公募(パブリック・コメント)という標記の仕方は、法令上、望ましい書き方ではないため、本条例では意見公募といたします。
第11条第4項	「その構成について考慮する」とは、何を考慮するのか。	年齢や男女比など構成が著しく偏らないように考慮します。
第13条	別に定める方法とはどういうことですか。	施行規則や要綱に定めることとしています。
第15条	実施状況の公表だけでなく、町の機関の評価は必要ないのですか。	実施状況を取りまとめ、公表することにより町の機関の評価につながることであります。
第15条	「市民の活用状況」という表現が、職員と市民が対等でないように思います。	市民参加の基本は、市民と町が対等に認め合うことで行われなければなりません。ご指摘のとおり、対等ではないと受け取られる表現は、この条例を制定するにあたり望ましいことではありませんので、再度検討いたします。

		す。
第 18 条	市民参加がうまくいくためには、施行規則が大切だと思います。	この市民参加条例は、市民参加の実施の詳細については施行規則に委ねています。ですから、市民参加を推進していくためには、しっかりとした施行規則をつくることが重要であると認識しています。